

平成25年6月14日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成25年6月14日(金) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	門	瀧雄	2番	塩野	拓二
3番	金井	浩三	4番	村井	保夫
5番	隅岡	美子	6番	村岡	清邦
7番	小川	保	8番	古川	幸義
9番	村井	勉	10番	志村	忠昭
11番	尾崎	忠義	12番	渡邊美喜子	
13番	庄野	克宏	14番	佐々木	勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾	幸雄
副 町 長	亀井	孝行
教 育 長	田尾	勝
会計管理者	松下	義夫
町長公室長	高嶋	好弘
総務課長	石原	光弘
政策企画課長	岡部	登
税務課長	中川	隆弘
住民課長	神原	宏一
福祉保健課長	山下	俊和
福祉保健課主幹	氏家	幸子
環境課長	中野	弘之
建設課長	島田	和博
産業課長	岡	敦憲
消防長	前原	成俊
上下水道課長	河田	数明
教育課長	矢野	修司

1、議会事務局職員

事務局長	宮武	孝利
書 記	宮本	和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（門 瀧雄）

皆さん、おはようございます。

議員各位にはご多忙のところご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、平成25年多度津町議会第2回定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりごあいさつをいただきます。

町長（丸尾 幸雄）

皆様おはようございます。

もう、香川県も梅雨入り宣言をして久しくなりますけども、今日もいい天気であります。昨日少し雨が降りましたが、もうすぐに止んでしまって、大変晴れ間の多い、今のところ梅雨となっております。

先日、香川用水の水口祭が終わりまして、またまもなく満濃池のゆる抜きが始まります。そういう農繁期にかかります時に、やはり、雨が必要ではないのかな、また、私どもの日常の飲料水にとりましても、やはり、恵みの雨というのが大変ほしいような感じがする、この頃でありますけれども、そういう中で今日は多次津町議会の6月議会を開催させていただきます。全議員の皆様方のご出席を頂きまして、開催させていただきます事にお礼を申し上げます。

私どもが上程しております議案、6議案ございます。どうか皆さま方の慎重審議を頂きます事をお願い申し上げて、開会に際してのご挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしくお願い致します。

議長（門 瀧雄）

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、町議会第2回定例会は成立いたしました。

これより町議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番 隅岡美子君、11番 尾崎忠義君を指名致します。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長（志村 忠昭）

会期の件でございますが、本日6月14日より6月24日月曜日までの11日間とし、詳細については議長の方でお謀りをお願い致します。

議長（門 瀧雄）

ただ今、議会運営委員長発言の通り、本定例会の会期は、本日より6月24日月曜日までの11日間とし、日程については、6月14日金曜日提案説明、15日土曜日から17日休会、18日一般質問、19日休会、20日総務教育常任委員会、21日から23日休会、24日月曜日議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より6月24日までの11日間とし、先に言いました日程によることに決定致します。

日程第3、諸般の報告をおこないます。

まず、議長報告であります。監査委員より、例月現金出納検査、町長より、平成24年度 多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成24年度 多度津町土地開発公社決算等状況、並びに平成24年度 財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況の報告を受けております。

報告は、印刷配付を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付を致しておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第4、議案第1号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部を改正する条例）、議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川君。

税務課長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして提案説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部を改正する条例）、議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税

条例の一部を改正する条例）及び、議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の3議案は、関連がありますことから一括して提案説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が、平成25年3月29日に可決成立し、3月30日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれますことから、本町の税関係条例の一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、それぞれ専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、まず議案第1号 多度津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、本町の町税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分となっております。

2ページ下段をご覧ください。

第54条は「固定資産税の納税義務者等」に関する規定でございますが、独立行政法人森林総合研究所が行う中山間保全整備事業、及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る固定資産税等の納税義務者の特例措置が、今後、適用事例が見込まれないこと等から廃止されることにより、所要の改正を行うものでございます。

1ページにおもどりください。

改正附則といたしまして、第1号として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第2号として、新条例の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税についてはなお従前の例による。と規定するものでございます。

続きまして、議案第2号 多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、本町の都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を使い説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分であります。

まず、2ページから3ページにかけてであります。附則第5項、第6項、第7項は、「宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定でございますが、法附則第15条第37項におきまして「わが町特例」が創設されたことに伴い、関係条項の整備をするものでございます。

4ページ中段をご覧ください。

附則第10項は、「農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定でございますが、法附則改正に伴う項ずれにより、関係条項を整備するものでございます。

1ページにおもどりください。

改正附則といたしまして、第1号としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第2号として、新条例の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。と規定するものでございます。

続きまして、議案第3号 多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、本町の国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合につきまして、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久的な措置とするほか、特定世帯に対する世帯別平等割額を、5年間2分の1軽減する現行措置に加えまして、移行後6年目から8年目までの間にある世帯、特定継続世帯といいますがに対しても、4分の1軽減する措置を追加する改正でございます。

それでは、参考資料として添付しております、新旧対照表を使い説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分となっております。

3ページから4ページ中段をご覧ください。

第5条の2は、「世帯別平等割額」に関する規定でございますが、特定継続世帯の創設により、世帯別平等割額を、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、特定世帯、特定継続世帯の3つに分け、特定継続世帯の平等割額を21,750円と定めるものでございます。

4ページ下段をご覧ください。

第7条の3は、「後期高齢者支援金等課税の世帯別平等割額」に関する規定でございますが、特定継続世帯の創設により、後期高齢者支援金等課税の世帯別平等割額を、第5条の2と同様に、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、特定世帯、特定継続世帯の3つに分け、特定継続世帯の平等割額を4,350円と定めるものでございます。

5ページから7ページ中段までご覧ください。

第21条は、「国民健康保険税の減額」に関する規定でございますが、第1項は7割軽減額、第2項は5割軽減額、第3項は2割軽減額を、それぞれ定めるものでございます。

今回の特定継続世帯の創設によりまして、第5条の2、第7条の3と同様に、特定継続世帯の世帯別平等割額をそれぞれ、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の額に、4分の3を乗じた額と定めるものでございます。

続きまして、7ページ下段から8ページをご覧ください。

附則第16項は、「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例」に関する規定でございますが、法附則の改正に伴う条項番号の整理でございます。

2ページにおもどりください。

改正附則といたしまして、第1号として、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第16条の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

第2号としまして、新条例の規定は平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。とする。

第3号としまして、新条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税に適用する。と規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、議案第1号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部を改正する条例）、議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例）及び、議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくご審議頂きますようお願いを申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

おはようございます。

議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

多度津町議会会議規則第126条に全員協議会を規定したことに伴いまして、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の別表第2に、全員協議会を加えることとする改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

2ページをお願いします。

新旧対照表の新しい欄で、別表第2第4条関係の表をご覧ください。

区分の委員会、金額2千円の下の欄に、全員協議会と2千円をそれぞれ追加し、改めようとするものでございます。

1ページをお願いします。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成24年12月18日から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議、賜りますようお願い致します。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第5号 平成25年度多度津町一般会計補正予算（第1号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

それでは、議案第5号 平成25年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額、76億7千万円に、歳入歳出それぞれ、2千763万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、76億9千763万6千円とするものです。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、児童福祉費、農業費、商工費、幼稚園費などで、減額補正の主なものは保健体育費などです。

歳入における増額補正の主なものは、県補助金、寄付金、基金繰入金などです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

22ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款2総務費は、134万8千円の増額補正により8億5千19万4千円に改めるものです。項1総務管理費の目1一般管理費は4万8千円の増、同じく、目6企画費は130万円の増額です。

24ページをお開き下さい。

款3民生費は、1千704万円の増額補正により、25億6千242万円に改めるものです。項1社会福祉費の目1社会福祉総務費は4万円の減額。同じく、目7障害者福祉費は3千円の増額です。

項2児童福祉費の目1児童福祉費は80万円の増額。同じく、目2児童保育費は1千627万7千円の増額です。

26ページをお開き下さい。

款4衛生費の、項1保健衛生費の目1保健衛生総務費は予算の組み替えです。

28ページをお開き下さい。

款6農林水産業費は、375万9千円の増額補正により、2億697万9千円に改めるものです。項1農業費の目2農業総務費は、5千円の増額。同じく目3農業振興費は、375万4千円の増額です。

30ページをお開き下さい。

款7商工費は457万4千円の増額補正により、1億1千744万7千円に改めるものです。項1商工費の目1商工総務費は、25万1千円の増額。同じく目3観光費は、432万3千円の増額です。

32ページをお開き下さい。

款9消防費は123万円の増額補正により、3億8千734万2千円に改めるものです。項1消防費の目4防災費は、123万円の増額です。

34ページをお開き下さい。

款10教育費は、31万5千円の減額補正により、11億2千918万円に改めるものです。項1教育総務費の目2事務局費は、120万円の増額。項3中学校費の目3学校建設費は、財源内訳の変更。

項4幼稚園費の目1幼稚園費は、205万円の増額。項5社会教育費の目3図書館費は、財源内訳の変更。項6保健体育費の目3体育施設費は、

356万5千円の減額です。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお開き下さい。

款8国庫支出金は、120万円の増額補正により、7億7千255万1千円に改めるものです。項3国庫委託金の、目2教育費国庫委託金、120万円の増額です。

12ページをお開き下さい。

款9県支出金は、1千816万4千円の増額補正により、6億648万2千円に改めるものです。項2県補助金の目2民生費県補助金、1千500万円。目3農林水産業費県補助金、290万9千円。目5商工費県補助金、25万円。目7消防費県補助金、5千円をそれぞれ増額するものです。

14ページをお開き下さい。

款11寄付金は、303万円の増額補正により、354万1千円に改めるものです。

16ページをお開き下さい。

款12繰入金は、440万円の増額補正により、1億1千740万1千円に改めるものです。項2基金繰入金の目2財政調整基金繰入金の増額です。

18ページをお開き下さい。

款13繰越金は、3万9千円の増額補正により、4万円に改めるものでございます。

20ページをお開き下さい。

款14諸収入は、80万3千円の増額補正により、1億4千907万1千円に改めるものです。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額76億7千万円を、76億9千763万6千円に改めようとするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第6号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第6号の教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町教育委員会委員であります木谷琢郎氏は、平成25年6月22日をもって任期満了となります。つきましては、その後任といたしまして竹森久喜氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

氏は、多度津町大字南鴨116番地にお住まいで、昭和24年9月16日生まれの63歳でございます。

税務署国税局に永く勤められ、高松国税局を最後に41年に渡る公務に関わる仕事から身をひかれました。こうした経歴の中で、公正で順法精神を培ってこられた人物であります。また、人格は高潔であり経歴と人柄から教育委員会委員として最適任であると考えております。

なお、任期は、平成25年6月23日から平成29年6月22日まででございます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

これをもって提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件でございますので、本日先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

異議なしと認めます。

よって、本日先議することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

本案は原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案に同意するを決定いたしました。

以上で、今議会に提出されました議案の提案説明は、全て終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期する為、会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号から議案第5号までの5議案につきまして、これを総務教育常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

異議なしと認めます。

よって、5議案を会期中の総務教育常任委員会に付託、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

ありがとうございます。

散会 午前9時30分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 25 年 6 月 14 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成25年第2回多度津町議会定例会議事日程

6月18日（金）午前9時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定

日程第3. 諸般の報告

（1）議長報告

（2）町長報告

日程第4. 議案第1号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部を改正する条例）

議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健税条例の一部を改正する条例）

日程第5. 議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について

日程第6. 議案第5号 平成25年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について

日程第7. 議案第6号 教育委員会委員の任命について